

入札説明書

令和 4 年札幌市告示第 4770 号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和 4 年 12 月 1 日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市建設局総務部道路管理課路政係 電話 011-211-2452 FAX 011-218-5134

3 入札に付する事項

(1) 調達する役務の名称 道路情報データ作成業務

(2) 業務対象地域

市内 10 区（中央区、北区、東区、白石区、厚別区、豊平区、清田区、南区、西区、手稲区）

(3) 調達案件の仕様書等 別紙仕様書のとおり

(4) 履行期間 契約締結日の翌日～令和 5 年 3 月 27 日

(5) 入札方法 総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 3・4 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が大分類「建設関連サービス業」、中分類「測量業」に登録されており、かつ、本店所在地が「市内」として登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等の経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が単独での入札参加を、また、事業協同組合等の構成員が単独でこの入札に参加する場合は、当該組合等が入札参加を、それぞれ同時に希望していないこと。

(6) 調達役務の内容と同様な業務（デジタル道路台帳図の作成・修正業務）の履行実

績を有している者。

5 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

(1) 質問について

入札説明書及び仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問することができる。

ア 提出方法

書面による持参、送付又はファクシミリにより提出すること。なお、ファクシミリ送信後は、電話で着信確認すること。

イ 提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日から令和4年12月8日（木）16時00分までに提出すること。

(2) 回答書の閲覧

質問の都度、建設局ホームページに掲載する。

6 入札参加資格の審査及び決定

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し審査を受けた上、入札参加資格がある旨の決定を受けなければならない。

(1) 提出書類

ア 入札参加申請書（別紙1）

イ 上記「4 入札参加資格（6）」の資格を証する書類の写し。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(2) 入札参加申請書及び添付書類の提出期限並びに提出場所

令和4年12月14日（水）15時00分までに上記1の場所へ提出する。なお、郵送での提出の場合は、上記提出期限までに必着とする。

(3) 入札参加資格審査結果の通知

上記6(1)に定める書類を受領後、本市において入札参加資格の審査を行い、その結果（入札参加資格審査結果通知書）を令和3年12月15日（木）に通知する。

(4) その他

ア 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出書類については原則として返却しないものとする。

ウ 提出期限以降における提出書類の書き換え、引き換え、又は撤回は認めない。

6 入札書の提出方法等

(1) 入札の日時 令和4年12月20日（火）10時30分

(2) 入札の場所 札幌市役所地下1階 1号会議室(札幌市中央区北1条西2丁目)

(3) 入札書の提出方法

入札書は、別紙2の様式にて作成し、上記(1)、(2)の指定日時及び場所において紙入札方式により直接入札箱へ投函しなければならない。なお、入札書は持参により提出することとし、送付、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(4) 入札の無効

本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得第 8 項各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

(6) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印しておくとともに、開札時まで委任状（別紙 3）を提出すること。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(7) 開札

ア 開札は、入札後直ちに上記（2）の場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札等執行者又は入札等執行補助者の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度の入札の回数は、原則として 2 回を限度とする。

8 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除

することがある。

(3) 入札者に要求される事項

ア この入札に参加を希望する者は、上記 4 に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、入札説明書、仕様書、契約書案等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(4) 落札者の決定方法等

ア 札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上であるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(5) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定する期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づく消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに消費税及び地方消費税免税事業者申出書（別紙 4）を提出しなければならない。

(7) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項 別紙 5 のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められな

かった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記 2 に同じ。

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。